

三島木経済通信

10月27日

発行所
株式会社FPリサーチパートナーズ
〒213-0001
川崎市高津区溝口3-7-21
044-814-3553
協賛
溝の口夜大学
電子版アドレス
fp-research.jp/keizai/1028

資産を「守る」「育てる」
「引き継ぐ」

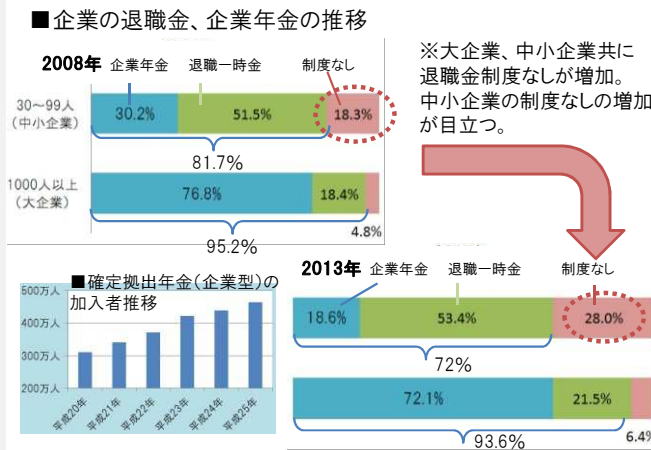
アセットコンサルティング
プライベートバンクservice
詳しくはHPにて

Tel: 044-814-3553
www.fp-research.jp



年金 退職金制度なしの中小企業増加

従業員が退職し、老後の暮らしを支える企業年金や退職金制度を実施している企業が減少傾向になっている。2008年と2013年を比較した場合において退職金制度が無い大企業は4.8%から6.4%のわずかな上昇であるが、中小企業においては18.3%から28.0%と大きく上昇した。企業として将来支払う退職金や企業年金は会社の債務になってしまい将来の成長を妨げるため、昨今は新たに導入する企業は減少傾向だ。また2008年と比較し著しく減少が目立つたのは中小企業の企業年金で30.2%から18.6%まで減少している。これは長く活用されてきた適格退職年金制度が廃止されたことが大きく影響している。昨今企業が選択できる企業年金は大きく2つで「確定給付」と「確定拠出」になる。一時代を担った厚生年金基金制度は運営の問題などが多く発生し、2014年4月から10年間で廃止する方向性となっている。



働き方の多様化

年金相当の積立を老後受け取るのか、今貰うかを選択させる仕組みで、名の通り5割年金、5割前払いなど組み合わせさせて使えるようになってきている。ただ前払いで先に貰ってしまうと給与として支払われる為課税が大きく手取り減少してしまう。その為基本的には「確定給付」か「確定拠出」を選択することが多く確定拠出年金の加入者は450万人を突破している。

公的年金だけの生活も中々難しい時代になっているが、大学を卒業してから定年まで勤めあげるとい働き方の変化が企業の退職金制度の減速を強めている。現在企業で多く採用されるのはハイブリッド型。本来従業員に付与されるべき退職金を老後受け取るのか、今貰うかを選択させる仕組みで、名の通り5割年金、5割前払いなど組み合わせさせて使えるようになってきている。ただ前払いで先に貰ってしまうと給与として支払われる為課税が大きく手取り減少してしまう。その為基本的には「確定給付」か「確定拠出」を選択することが多く確定拠出年金の加入者は450万人を突破している。

6月からの日経平均株価の推移



日経平均株価が慌ただしい。6月から株式市場は世界的に上昇傾向が強く、日経平均は約4ヶ月で約12%上昇したが、わずか10日程度でそれを帳消しにしてしまった。現在は落ち着きを取り戻しているが株式市場は先行きにとにかく敏感。上昇開始の大きな原動力になったのは米経済の堅調さ。米景気が堅調であれば、金利も上昇し、米金利の上昇はドル高に向かい、結果として円安・日本株高になる。値動きが大きく買にくい相場ではあるが中期的には良い投資時期になりそう。

経済 株式市場乱高下も底堅く 中長期スパンでは買い

「住宅取得等資金の贈与税の非課税」の額

| | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 |
|--------|--------|--------|--------|
| 省エネ等住宅 | 1,500万 | 1,200万 | 1,000万 |
| その他 | 1,000万 | 700万 | 500万 |

■一般的な暦年贈与の税額表(平成27年度から)

| 区分 | 200万円以下 | 300万円以下 | 400万円以下 | 600万円以下 |
|-----|-----------|-----------|-----------|----------|
| 税率 | 10% | 15% | 20% | 30% |
| 控除額 | - | 10万円 | 25万円 | 65万円 |
| 区分 | 1,000万円以下 | 1,500万円以下 | 3,000万円以下 | 3,000万円超 |
| 税率 | 40% | 45% | 50% | 55% |
| 控除額 | 125万円 | 175万円 | 250万円 | 400万円 |

住宅ローン減税やこのような贈与の特例は長引く景気低迷から断続的政策として繰り返して行われてきた。来年は消費税10%議論もされており、延長の期待もあるが、NISAなどの他の非課税も増えたことから延長されるかどうかは微妙な状況となっている。

贈与
住宅贈与税非課税、期限迫る

居住用の住宅を取得しない新築(増改築)する為の贈与の特例として行われている「住宅取得等資金の贈与税の非課税」が平成26年末で終了する予定だ。一般的に非課税で資金を渡せるのは年110万の基礎控除がある「暦年課税」と呼ばれる制度。一度に多くの資金を次世代に渡せるチャンスが終了しようとしている。

税制

3号被保険者制度 健保で格差 自営業は所得に関係なく否認が多数に

3号被保険者制度について理解を深める必要がある。3号被保険者とは2号被保険者(サラリーマン、公務員)に扶養されている配偶者の事を言うが、その認定には健康保険組合により差がある。一般的に103万円の壁や130万円の壁という言葉があるが、これは3号被保険者でいられる所得基準を指す。パートをしている奥様などは所得を気にしなければならぬが「副業などの自営業」には十分な注意が必要。健保組合により判定は異なるが副業で50万の売上があり、経費などで赤字の場合でも3号被保険者を否認される健保が増えている。パートなどの場合は明確に給与所得控除(65万)と基礎控除(38万)というものがあり働き方の制限で所得を抑えることが可能だが、自営業の場合は低い売上、赤字の場合でも3号被保険者を否認されてしまう場合が殆どになった。考え方としては大きく稼げる可能性ということ、自営業は自立しているという考え方のようだ。高齢化社会が加速している日本は今後3号被保険者制度についてかなり厳しく規定が整理されていくと考えられる。制度の動向には十分に注意を配ってほしい。



厚生年金

国民年金(基礎年金)

| | | |
|---------------------|------------------------|-------------------------------|
| 1号被保険者 自営業の方など | 2号被保険者 サラリーマン・公務員など | 3号被保険者 2号被保険者に 扶養されている妻 |
| 1,985万人 ※平成22年時点 | 3,868万人 | 1,021万人 |

■3号被保険者(日本年金機構から抜粋)
国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者(年収が130万円未満の人)を第3号被保険者といいます。保険料は、配偶者が加入している厚生年金や共済組合が一括して負担しますので、個別に納める必要はありません。第3号被保険者に該当する場合は、事業主に届け出る必要があります。

補助 教育訓練給付、範囲拡大に

雇用保険に加入していると、資格取得講座などの受講で受講費の一部が帰ってくる教育訓練給付金制度が10月から拡充される。今までは様々な資格の受講費の20%、上限10万円としてあった制度だが、新設されるのは厚生労働大臣が専門的と認める教育訓練においては費用の40%、上限32万円まで拡大された。現在の所、認められている資格の殆どは医療関係。看護師さんなどを指す方には朗報だ。今後は動向を見ながら適用範囲などは変化していくものと思われる。現在対象となる資格は「ローワークインターネットサービス」で閲覧できる。

家で学ぶマネー講座

YouTube にて配信中!



好きな時間にスマホやパソコンで学習!
詳しくはFPリサーチパートナーズのGoogle+を

<https://www.google.com/+Fp-researchJp>

詳しくはwebサイトから

FPリサーチ Google+ 検索 Click!



- 教材内容
DVD6巻、レジュメ、質問シート
- 授業形態
ホワイトボードとPowerPoint(PC)を使った解説で学びます。

予約受付中
詳細は問い合わせ
下さいませ。

お問い合わせは
☎044-814-3553
✉info@fp-research.jp



■企画・運営/株式会社FPリサーチパートナーズ ※DVD解説内容イメージ

N・ASSET
n-asset.com

不動産の「賃貸」「管理」「売買」の事なら
溝の口駅すぐの株式会社エヌアセットへ

詳しくはwebサイトから

エヌアセット 検索 Click!

☎ 044-877-2634

溝の口夜大学
mizo-univ.org

FP三島木のマネーセンスアップ講座 vol.34

FP2級 2014年9月問題

問9

贈与税の配偶者控除に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な数値または語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

贈与税の配偶者控除の適用を受けると、一定の要件を満たす夫婦間の贈与について、その贈与を受けた財産の価格から、贈与税の基礎控除110万円のほかに、最高2,000万円まで控除することが可能である。

適用を受けるための主な要件として、「夫婦の婚姻期間が(ア)年以上であること」、「配偶者から贈与された財産が、自分が住むための国内の居住用不動産(居住用不動産を取得するための金銭を(イ))であること」、「贈与を受けた年の(ウ)までに、その取得した居住用不動産に、贈与を受けた者が現実に住んでおり、その後も引き続き住む見込みであること」等がある。

ア・イ・ウを下の語群から選んでみましょう!

語群
15 20 25 含む 除く 12月31日
翌年3月15日 翌年12月31日

諸費用は高い

FP2級2014年9月の実技問題です。解説を読む前に空欄を語群から選んでみましょう。贈与には基本的な決まりと特例のようなものが多いです。どのような場合に贈与税の特例があるかは知っておくと良いでしょう。とても大きなメリットがあるものとして「贈与税の配偶者控除の適用」があります。一定の基準を満たす場合において、配偶者へ居住用不動産ないし居住用不動産を購入する為の金銭を贈与することができ、非課税で贈与できる居住用不動産の金額は2110万円と非常に大きな額です。その為に必要な婚姻期間は20年と定められており、老後事前に奥様に自宅を贈与し奥様名義とする家庭も少なくありません。尚、贈与した居住用不動産に翌年3月15日までに実際に住んで、その後も住む見込みである必要があります。



贈与

居住用不動産 事前の名義変更が可能

贈与税の配偶者控除を知っておこう

この贈与税の配偶者控除の適用で同居している不動産を贈与するのはとても簡単ですが、名義を登記するときの登録免許税という税金が「相続の時は0.4%と低い」のですが、贈与の場合は2%です。また不動産取得税は相続ではかかりませんが、贈与ではかかります。相続対策として明確に所有権を移動しておきたい場合は有効ですが、その他の費用が相続よりも高いのでご注意ください。贈与する不動産の価格は既にお住いの不動産の場合には国税庁が公表している相続路線価にて土地を、市役所の固定資産税にて建物価格を算出します。

株式会社FPリサーチパートナーズ

暮らしの「困った!」は大丈夫ですか?

ライフプラン 住宅ローン 保険見直し

資産運用投資 相続対策贈与

地元のファイナンシャルプランナー事務所にご相談して解決しよう!

詳しくはwebサイトから www.fp-research.jp

FPリサーチ 検索 Click!

☎044-814-3553

✉info@fp-research.jp

川崎市高津区溝口3-7-21 シャテロ高津1F 高津駅徒歩1分

N·ASSET Berry

- ・不動産投資のコンサルティング
- ・事業資金のファイナンスアレンジ
- ・不動産経営のコンサルティング

「人気の東急線エリアの物件取扱多数!」
「購入・売却コンサルティング随時受付中!」

ご要望をお気軽にお問合せ下さい。

不動産コンサルティング技能登録者
CPM有資格者、CFP認定者が対応いたします。



お気軽に資料請求下さい

Tel: 044-382-0200

詳しくはwebサイトから

エヌアセットベリー

検索

Click!

株式マーケットウォッチ

market research



2014年10月27日号 第10号

今後1カ月のマーケット予測

10月の相場は大きく動いた。9月末に高値をつけ、約10日程度で10%以上の下落を記録してしまった。先行きの相場期待が高まっていた中、ドルが急落したことが原因となっている。

相場を冷やしたのは「エボラ熱」の拡大が想定以上に進んだことが一番の要因と言える。世界的に広がる可能性が全て悪循環になってしまった格好。急激に株価は調整局面を迎えたが、一定まで下げた後は切り返しをはじめている。

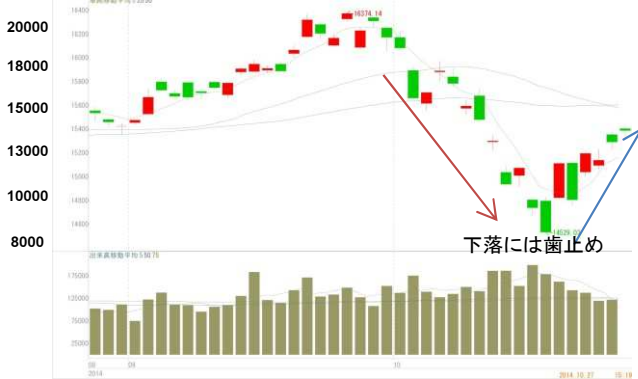
今後1カ月の日経平均の予想レンジは再度高値を固めに行くと考えるのが自然で15,100円〜16,500円とみるがその条件にはドル円相場110円台と10年国債利回り0.5%台が必要。ドル円相場は106円00銭〜111円程度の予測。

10年国債利回りは0.39%を記録、0.5%をあっさり割り込んでしまった。REIT相場は横ばい。

日経平均株価(1年)



日経平均株価(2ヶ月) 先月の急落確認



※株式マーケットウォッチに記載されている内容はFP三島木の個人的な見解であり投資成績の保障をするものではありません。投資におきましてはリスクを十分に理解し自己判断の上行うよう注意してください。

先月配信の振り返り

| | 予測 | 結果 | 精度 | |
|--------|---------------------|---------------------|-------------|---------|
| 日経平均 | 16,000円 ~17,000円 | 14,529円 ~16,344円 | × | |
| ドル円 | 107.50~111.00 | 105.18~110.08 | × | |
| 9月配信 | 配信時株価 | 目標株価 | 結果 10月27日終値 | 騰落率 |
| コナミ | 2,268円 | 2,500円 | 2,108円 | ▲7.05% |
| 9月配信 | 配信時株価 | 目標株価 | 結果 10月27日終値 | 騰落率 |
| オイシックス | 2,405円 | 2,900円 | 2,078円 | ▲13.59% |

注目銘柄 10月27日終値

| | 注目銘柄1 | 注目銘柄2 |
|-------|--------|----------|
| 銘柄名 | キューピー | 三菱商事 |
| 市場 | 東証1部 | 東証1部 |
| 株式コード | 2809 | 8058 |
| 現在株価 | 1,837円 | 2,044.5円 |
| 目標株価 | 1,950円 | 2,200.0円 |

キューピーに注目したい。決算を11月末に控え、配当・株主優待共に優れた同社の株式は買われ始めている。権利落ち直前の11月21日程度までは日経平均よりも強い動きがみられそう。また直近大きく調整されている銘柄にも注目したい。三菱商事はキューピー同様に配当利回りが高い銘柄で9月の中間配当まで上昇を続けたが、相場下落に同調し大きく下げた。反動が見込める。

10月は今年最大の下落幅を見せるなど相場としてはかなり波が高い状態であった。エボラ熱などが米国に確認されている。ドル円相場以上に株式市場は下落し、リスク回避の動きが明確に確認され、株式から債券に向かった。ただ、10月下旬からは切り返し、再度上値を目指す雰囲気に。個別で取り上げた2社についても終始日経平均の下げ幅を上回り良い所が見られなかった。